

令和8年度盛岡市副業型（シニア型）地域活性化起業人（地域DX業務）募集要領

盛岡市副業型（シニア型）地域活性化起業人（地域DX業務）の募集及び選考について、以下のとおり実施します。

記

1 副業型（シニア型）地域活性化起業人の概要

副業型（シニア型）地域活性化企業人制度は、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する社員または所属していた個人が地方圏の地方自治体が協定を結ぶことにより、専門的なノウハウや知見を活かして地域活性化を図る取組に対して総務省が財政支援を行う制度です。

2 募集区分、業務内容及び予定人数

募集区分	業務内容	予定人数
副業型（シニア型）地域活性化起業人	地域DX業務	1名

※適任者がいない場合、契約を見合わせることがあります。

※副業型またはシニア型地域活性化起業人いずれか1名との契約となります。

3 就業場所

盛岡市内等

※主な就業場所としては盛岡市役所（岩手県盛岡市内丸12-2）を想定しております。

4 就業形態

業務委託契約

※合格者には、別途契約手続き等について案内いたします。

5 主な業務内容

- (1) 「盛岡市デジタル化によるまちづくり推進戦略」の推進に向けた、地域DXの取組を希望する部署で構成されるワーキンググループの運営及び令和9年度末に終期を迎える戦略の改定
- (2) 外部環境（社会課題、業界構造）や内部環境（政策、業務プロセス）を把握した上でのデジタル化の提案

6 応募資格

(1) 共通

- ア 6か月以上3年以内の期間、継続して本市の業務に従事できる者
- イ 地域活性化起業人として任用中でない者
- ウ 積極性・協調性を有し、事業者、市民、職員等と協力しながら事業に取り組める者
- エ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- オ 本市が募集している地域活性化起業人の業務内容に対応できる知見※を有する者

※国、地方公共団体その他公的機関または民間企業において、応募分野での実務経験（個人事業主としての経験を含む。）が通算5年以上あること。

(2) 副業型地域活性化起業人

- ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。または、大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。
- イ 勤務する企業等から副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾を得ていること。

(3) シニア型地域活性化起業人

- ア 三大都市圏に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住している者であること。（ただし、企業在籍時に三大都市圏外に居住しており、その後在職時から転居していない者は、対象となる。）または、三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等に居住している者であること。（ただし、企業在職時に三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に居住しており、その後在職時から転居していない者は、対象となる。）

- イ 受入開始日が企業を退職した日からおおむね5年以内であること。

7 応募方法、受付期間及び応募書類

(1) 応募方法

市長公室企画調整課都市戦略室（岩手県盛岡市内丸12-2）まで、応募書類一式を郵送願います。なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 受付期間

令和8年1月14日（水）から2月13日（金）17時00分まで

(3) 応募書類

応募様式、承諾書等（※副業型のみ）、住民票、退職証明書等（※シニア型のみ）
※承諾書等及び退職証明書等については任意様式となります。

8 選考方法

(1) 書類選考

応募様式の記載内容で書類審査を行いますので、漏れなく記載してください。なお、書類選考結果は、文書で通知します。

(2) 面接審査

書類選考合格者を対象に面接審査を行います。日程について、詳しくは書類選考結果を通知する際にお知らせします。また、面接は、原則盛岡市内で行います。なお、面接場所までの交通費等の経費は、自己負担となります。

ただし、面接審査はオンラインによる方法とする場合があります。

(3) 対象者の決定

面接審査の結果は、文書で通知します。

(4) その他

ア 本市が応募書類を受領後、地域活性化起業人の決定（書類選考及び面接審査）には、通常1か月程度要します。

イ 選考の経過及び結果の問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

9 契約予定日

令和8年4月1日

10 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※活動実績等を勘案した上で、双方の意思により年度単位で更新し、最長3年間まで延長することとします。

11 報償費及び旅費

(1) 報償費

就業した月の翌月末までに月額82,000円を支払います。

(2) 旅費

滞在するために要した交通費等については、盛岡市旅費条例（昭和26年3月30日条例第19号）に基づき積算した旅費相当額を、報償費と合わせて支払います。なお、旅費の支給上限額は年間1,000,000円です。

12 その他の条件

(1) 勤務の頻度は、月4日20時間以上（職員の勤務時間8時30分から17時15分まで、または、9時00分から17時45分まで ※昼休憩12時00分から13時00分まで）を予定しております。そのうち、月1回程度は市役所内での勤務となります。なお、本市の求めに応じ、その内容によって要する日数等は異なる場合があります。

(2) 勤務の頻度等を満たしていることを確認するため、毎月、業務報告書を提出いただきます。また、業務期間終了後には、成果を取りまとめた業務報告書を提出いただきます。

(3) 業務を行う期間における健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険は、加入しません。

(4) 業務において災害が発生した場合の補償は行いません。

(5) 本職務を遂行できる範囲内での兼業は可能です。

(6) 業務に関して行った発明、考案、改良、著作等に関する特許権、実用新案権、著作権その他一切の知的財産権は、本市に帰属します。

13 その他留意事項

(1) 最終合格後に、応募時の提出資料等の内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、

合格を取り消すことがあります。

- (2) 就業する際のパソコンや通信回線等については、自身で用意いただきます。
- (3) 最終合格者については、契約後スムーズに業務に従事していただくため、職務等についての説明をオンラインで行う予定です。
- (5) 応募にあたっては、総務省の地域活性化起業人制度推進要綱、チェックシート等をご確認ください。

総務省_地域活性化起業人～企業の社員を自治体に派遣し、地域貢献する活動を支援します！

- (4) 令和7年度中に実施する募集は本市の令和8年度当初予算成立を前提に行うものであるため、予算の成立内容によっては今後募集内容が変更になる場合があります。あらかじめ御了承ください。

14 問い合わせ先

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12-2
盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室
Email : toshisen@city.morioka.iwate.jp
TEL : 019-613-8370